

丹波篠山市自治会情報伝達設備等整備事業補助制度

1. 趣旨

市民が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進を図るため、自治会が行う情報伝達設備等整備事業に要する費用の一部を助成します。令和5年度から、自治会内の情報伝達の効率化を図るために使用するアプリケーションの導入費用も対象となりました。

2. 補助対象の設備等

- ① 自治会内に設置し、情報伝達手段として使用する設備
【例】有線放送設備、無線放送設備、スピーカー、FAX、掲示板など
- ② 自治会内における情報伝達の効率化を図るために使用するアプリケーションの導入

3. 補助金額 ※新設等は、次回活用は10年経過後。

区分	対象	補助率	限度額
新設等	【設備】 新設、全面的な更新	①基本額200万円＋ 6千円／戸	5,000,000円
	【アプリケーション】 導入	②1／2以内 のいずれか低い方	
改修	【設備】 修理又は一部更新	1／2以内	1,000,000円
増設	【設備】 追加	1／2以内	500,000円

4. 申請に必要な書類等

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業設計書又は見積書
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

5. 申請期限

令和6年12月16日(月)

【 問合わせ先 】

丹波篠山市 市民生活部 地域振興課(第2庁舎1階) 担当:中瀬、下郡
TEL:079-552-1111(内線562) 079-552-5112(直通)
FAX:079-554-2332
メールアドレス:siminkyodo_div@city.sasayama.hyogo.jp